

---

令和3年 3 月 宇美町議会定例会会議録 (第2日)

令和3年3月4日 (木曜日)

---

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 同意第1号 宇美町監査委員の選任について
- 日程第2 議案第2号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合理約の一部変更に関する協議について
- 日程第3 議案第3号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第4 議案第4号 町道路線の変更について
- 日程第5 議案第13号 令和2年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第6 議案第14号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)
- 日程第7 議案第15号 令和2年度宇美町上水道事業会計補正予算 (第3号)
- 日程第8 議案第16号 令和2年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算 (第2号)
- 日程第9 議案第17号 令和2年度宇美町一般会計補正予算 (第8号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 同意第1号 宇美町監査委員の選任について
- 日程第2 議案第2号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合理約の一部変更に関する協議について
- 日程第3 議案第3号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第4 議案第4号 町道路線の変更について
- 日程第5 議案第13号 令和2年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第6 議案第14号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)
- 日程第7 議案第15号 令和2年度宇美町上水道事業会計補正予算 (第3号)
- 日程第8 議案第16号 令和2年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算 (第2号)
- 日程第9 議案第17号 令和2年度宇美町一般会計補正予算 (第8号)

---

出席議員 (13名)

1番 丸山 康夫

2番 平野 龍彦

3番	安川 繁典	4番	藤木 泰
5番	入江 政行	6番	吉原 秀信
8番	黒川 悟	9番	脇田 義政
10番	小林 征男	11番	飛賀 貴夫
12番	白水 英至	13番	南里 正秀
14番	古賀ひろ子		

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川畑 廣典

書記 太田 美和

書記 中山 直子

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	木原 忠	副町長	高場 英信
教育長	佐々木壮一朗	総務課長	佐伯 剛美
危機管理課長	藤木 義和	財政課長	中西 敏光
まちづくり課長	丸田 宏幸	税務課長	江崎 浩二
会計課長	瓦田 浩一	住民課長	八島 勝行
健康福祉課長	尾上 靖子	環境農林課長	工藤 正人
管財課長	矢野 量久	都市整備課長	安川 忠行
上下水道課長	藤井 則昭	学校教育課長	原田 和幸
社会教育課長	飯西 美咲	こどもみらい課長	太田 一男
監査委員事務局長	川畑 廣典		
町制施行100周年事業推進事務局長			安川 茂伸

---

10時00分開議

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程第2号をお配りしておりますので、御確認願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

お諮りします。本日、投票による採決がありますが、9番、脇田議員の投票については記載を

自席で行い、事務局職員として代理投函させたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、9番、脇田議員の投票については記載を自席で行い、事務局職員をして代理投函することに決定しました。

---

### 日程第1. 同意第1号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、同意第1号 宇美町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。川畑監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（川畑廣典君） それでは、同意第1号 宇美町監査委員の選任について、宇美町監査委員に次の者を選任する。令和3年3月3日提出、宇美町長木原忠。

住所、XXXXXXXXXX、氏名、平島忠雄、生年月日  
XXXXXXXXXXであります。

提案理由であります。識見を有する者のうちから選任された監査委員平島忠雄氏の任期が令和3年3月21日で満了することに伴い、同氏を再任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

参考としまして、1ページめくっていただきまして、参考資料1ページに平島忠雄氏の略歴をつけておりますので御参照願います。

もう1枚おめくりいただき、参考資料2ページには地方自治法の抜粋と現在の監査委員の名簿を上げております。監査委員の定数につきましては、地方自治法第195条で町村にあっては2名となっており、196条においてうち1人は識見を有する者からの選任となり、もう1人は議会議員からの選任となっております。

任期でございますが、第197条において、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年となっております。したがって、本日、平島忠雄氏の選任の同意が得られましたら、任期は令和3年3月22日から令和7年3月21日までの4年間となるものでございます。

以上で、説明を終わりますが、御同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、採決に入ります。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（古賀ひろ子君） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、藤

木議員及び5番、入江議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。本案に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第84条の規定により否とみなすことにいたします。

[投票用紙配付]

○議長（古賀ひろ子君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○議長（古賀ひろ子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と議員名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

.....

1番	丸山	議員	2番	平野	議員
3番	安川	議員	4番	藤木	議員
5番	入江	議員	6番	吉原	議員
8番	黒川	議員	9番	脇田	議員
10番	小林	議員	11番	飛賀	議員
12番	白水	議員	13番	南里	議員

.....

○議長（古賀ひろ子君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。4番、藤木議員及び5番、入江議員、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（古賀ひろ子君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票なしです。有効投票のうち、賛成11票、反対1票、以上のおり賛成が多数です。したがって、同意第1号 宇美町監査委員の選任について

は、原案のとおり同意することに決定されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

## 日程第2 議案第2号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第2、議案第2号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤環境農林課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 失礼します。それでは、議案第2号について御説明いたします。

議案第2号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同規約の一部変更に関する協議について、地方自治法第286条第2項の規定により、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同規約の一部を変更する規約を別紙のとおり定めることについて、構成団体と協議する。令和3年3月3日、宇美町長木原忠。

提案理由でございますが、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合の事務所の位置を住居表示の実施に伴い変更するため、当該組合の規約の一部変更に関し構成団体と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページ、1ページにつきましては規約変更の条文でございます、附則にありますとおりこの規約につきましては、公布の日から施行するというようにしております。

次の2ページが新旧対照表となっております。すみません、資料を横にいただきまして、この新旧対照表によりまして説明をさせていただきます。右側の現行の欄を御覧ください。第4条で組合の事務所の位置を規定しておりますが、組合の事務所は糟屋郡篠栗町大字篠栗4910番地2に置くにしていたものを、住居表示が実施されたことに伴いまして、左側の改正案にありますとおり、糟屋郡篠栗町中央二丁目2番16号に改めるものでございます。

簡単でございますが、以上で説明を終わります。御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同規約の一部変更に関する協議について

を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第3号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第3、議案第3号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。議案第3号でございます。福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和3年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合に田川地区広域環境衛生施設組合を加入させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組合同約を別紙のとおり変更するものでございます。

提案理由でございますが、令和3年4月1日から、田川地区広域環境衛生施設組合が、新規設置により福岡県市町村職員退職手当組合に加入する。このことに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増やし、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ページをおめくりください。1ページには変更する規約案をつけております。附則にありますように、この規約につきましては令和3年4月1日から施行するものでございます。

ページをおめくりください。2ページ、3ページには新旧対照表をつけております。説明につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。縦横申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

新旧対照表には、まず別表第1、第2条関係でございますが、組合市町村が記名されております。田川郡のところにありますが、現行のものが右、改正案が左という形で新旧という形で記入されております。田川郡の欄でございますが、下線が引いてありますが、一番後ろの部分でございますが、田川地区広域環境衛生施設組合が新たに加えられるものでございます。

ページをおめくりください。

次は、別表第2、第5条関係の抜粋でございます。

議員の選挙区及び定数の欄でございます。同じく第5区につきまして、一番最後になりますが、田川地区広域環境衛生施設組合が新たに加えられるものでございます。

簡単であります、説明を終わります。御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第4号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第4、議案第4号 町道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼いたします。議案第4号 町道路線の変更について、次のとおり、町道路線を変更するものとする。令和3年3月3日提出、宇美町長木原忠。

路線名宇美神社裏線、旧起点、宇美一丁目4108番1、旧終点宇美一丁目4184番3、新起点、宇美一丁目4108番1、新終点、明神坂一丁目4684番4。

提案理由でございますが、道路法第10条第2項の規定に基づき、町道路線を変更するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入ります、1枚めくっていただきまして、資料1番になりますが、町道路線変更位置図になります。図面中央部分、黒線で示しておりますのは現在の町道宇美神社裏線です。赤の部分でございますが、子安新橋歩道橋60.2メートルになります。この部分を今回延長するものでございます。子安新橋におきましては昭和63年に架設されます。今後、維持修繕等が出てきますので、今回、町道を延長することによりまして、補助金等を活用して計画的な維持補修が可能になります。

以上で説明が終わりますが、御審議いただき、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 1番、丸山です。この子安新橋歩道橋、これは町道認定をしないと補助金を活用した改修工事ができないということで理解していいのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 現状の補助金のメニューでは補助金の対象となりませんので、今回、道路延長をするということになります。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） この子安新橋、これまでも確か塗り替えとかされてきたと思うんですけども、今後どのような補修を予定しているんですか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 子安新橋におきましては、平成29年に塗装の工事を行っております。今後、歩道橋につきましては、まず調査委託をしまして老朽のチェックをした後に計画的な補修を行うということになります。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 現在で、この橋梁についてはきちんとした調査がなされていると私は理解しているんですけども、さらに調査するんですか。その調査にかかる費用というのは、もちろん国庫補助を使った調査を行うんですか。その辺がよくわからないんですけど。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 現在、83橋、町内ありますけど、それについては議員おっしゃるとおり補助金を活用して調査を行っています。その調査に基づいて今現在段階的には修繕をしているわけなんですけど、今回、この分については含まれておりませんでしたので、今後、調査、その次に計画的な修繕ということになります。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 町道路線の変更についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕



○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第5. 議案第13号**

○議長（古賀ひろ子君） 日程第5、議案第13号 令和2年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 議案第13号 令和2年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

予算書の1ページをお開きください。

令和2年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ143万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億5,844万8,000円とするものでございます。

本補正予算につきましては、決算見込みに伴う各費目の整理と、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴う整理を中心として編成いたしております。

まず、歳出のほうから御説明いたします。

16ページ、17ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金143万7,000円の減額は、納付金の額が確定したことによる補正でございます。

続いて、歳入の御説明をいたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

1款1項後期高齢者医療保険料の1目後期高齢者医療特別徴収保険料55万6,000円の減額及び2目の後期高齢者医療普通徴収保険料258万6,000円の増額は、年度末までの収納状況を見通してそれぞれ補正するものでございます。

次の3款1項1目一般会計繰入金の2節保険基盤安定繰入金346万7,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴う補正を行っております。

以上で、説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお

願います。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号 令和2年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 議案第14号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第6、議案第14号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 議案第14号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

予算書の1ページをお開きください。

令和2年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,498万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億413万8,000円とするものでございます。

本補正予算につきましては、決算見込みによる各費目の整理と、国及び県の支出金等の額の確定に伴う整理を中心として行っております。

それでは、歳出のほうから御説明いたします。

20ページ、21ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費49万3,000円の減額は、決算を見込んで減額補正したものでございます。

次の、2項徴収費は歳入の補正に伴う財源更正を行っております。

下段の2款1項5目審査支払手数料62万6,000円の減額と、次のページの2款4項1目出産育児一時金668万円の減額は年度末を見通してそれぞれ減額補正するものでございます。

次の3款国民健康保険事業費納付金の1項医療給付費分から次の24、25ページにまたがっ

ておりますが、上段の3項介護納付金分までは歳入の補正に伴う財源更正を行うものでございます。

中段の6款1項保健事業費は、決算見込みで減額補正を行っております。

次の2項特定健康診査等事業費は963万8,000円の減額を行っております。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年5月から始まる特定健康診査が10月開始となったことで健診の実施日数及び受診者数が少なくなったため決算見込みで減額を行うものでございます。

26、27ページをお開きください。

8款1項3目保険給付費等交付金償還金7,350万5,000円の増額は、平成31年度の保険給付費等交付金の精算により償還の額が確定したため、増額補正するものでございます。

歳出の最後でございますが、11款1項1目国民健康保険財政調整積立基金積立金902万8,000円の増額は令和2年度の歳入歳出予算額の調整を行うため増額を行っております。

続いて、歳入の御説明をいたします。

12ページ、13ページをお開きください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、年度末までの収納状況を見通して減額補正を行っております。

2款1項1目督促手数料5万円の減額は決算見込みで減額を行っております。

次の3款国庫支出金の2項4目災害等臨時特例補助金782万7,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免に対する国庫支出金分を増額するものでございます。

下段の4款1項1目保険給付費等交付金は、次の14、15ページにまたがっておりますが、728万1,000円の増額で、交付金額の確定による補正でございます。

次の5款1項1目一般会計繰入金の1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）170万6,000円の増額と、2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）1,947万1,000円の増額は、交付金の額及び繰入金の額が確定したため増額を行います。

そして、次の3節職員給与費等繰入金3,184万2,000円の増額は、職員5人分の給与費等について必要額を増額補正、4節出産育児一時金等繰入金400万円の減額は決算見込みで減額補正、5節財政安定化支援事業繰入金228万9,000円の増額は、交付金の額及び繰入金の額が確定したがため、増額補正を行うものでございます。

下段の7款1項1目延滞金472万円の増額は、1月14日時点の収入額に合わせて増額補正を行っております。

16、17ページをお開きください。

7款3項雑入の1目一般被保険者第三者納付金18万6,000円の減額は決算見込みで減額補正、次の9目特定健康診査自己負担金19万1,000円の増額は決算見込みで増額補正するものでございます。

歳入の最後ですが、11目雑入の138万3,000円の増額は後期高齢者医療広域連合から委託を受けて、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に行うための交付金で管理栄養士の人件費分を一般会計と案分した国民健康保険を計上してあります。

以上で、御説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第7. 議案第15号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第7、議案第15号 令和2年度宇美町上水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤井上下水道課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） それでは、議案第15号 令和2年度宇美町上水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は年度末の決算を見通しまして補正をするものでございます。

第2条で収益的収支の収入において既決予定額8億894万6,000円を2,565万7,000円増額補正して8億3,460万3,000円に、支出で既決予定額7億2,965万1,000円を998万3,000円減額補正して、7億1,966万8,000円とするものでございます。

第3条で資本的収支の収入において既決予定額3,015万円を864万円減額補正して2,151万円にするものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億3,371万3,000円は損益勘定留保資金、建設改良積立金などにて補填することといたしております。

また、第4条で職員給与費を変更しております。

予算書の4ページ、5ページをお願いします。

収益的収入及び支出の収入におきまして、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益2,600万円の増額は12月末までの水道使用料調定額から年度末を見通した増額補正でございます。増額の要因といたしましては、家事用の使用水量の増加が考えられます。

3目その他の営業収益3節雑収益の29万8,000円の増額は、ろ過砂の売却代を計上するものでございます。

2項営業外収益6目長期前受金戻入4節工事負担金長期前受金戻入64万1,000円の減額は、下水道事業費から支払いされる布設替工事負担金について減価償却額の確定に伴い減額するものでございます。

支出に移りまして、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費の2節手当から35節法定福利引当金繰入額は、浄水場職員の人件費について年度末を見通して不用額の整理を行うものでございます。

3目総係費1節給料から5節法定福利費572万7,000円の減額は、課長の人件費を下水道事業会計と案分し精算などをすることで減額となるものでございます。

5目減価償却費1節有形固定資産減価償却費59万3,000円の減額は、減価償却費の確定に伴い補正を行うものでございます。

6目資産減耗費1節固定資産除却費352万6,000円の減額は配水管の布設替に伴う残存価格の除却費を補正するものでございます。

予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入におきまして、1款資本的収入3項工事負担金1目工事負担金1,580万6,000円の減額は、下水道工事に伴う補償費の減によりまして配水管布設替工事負担金を減額するものでございます。

5項国庫補助金1目国庫補助金716万6,000円の増額は、県道福岡太宰府線、原田三丁

目外（１）配水管布設替工事が国庫補助の対象となりましたので計上するものでございます。

今回の補正により本年度の収支は9,398万円余の純利益が見込まれ、今年度末の資金残高は3億1,563万円余となる見込みでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議いただき、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的収入及び支出と資本的収入を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） まず、5ページです。

水道使用料2,600万円増えています。非常に大きな金額じゃないかなとありがたく思っているんですけど、何でこれだけ増えたんですか、当初から考えていた、かなり想定を超えるような増え方だと思います。その理由を教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 藤井課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） ただいま御質問の水道料金の2,600万円の増額でございますけれども、この要因につきましては家事を、これが戸数及び水量が伸びたことによって増加をしております。そこでその水量の伸びについては、今回、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、家庭での手洗いやうがい、そして在宅時間が長くなったことなどによって使用量が増えたということで推測をしているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） そういった感じじゃないかなと思ったんですけども、となると新年度の予算も増加してくるんじゃないかなという予想もしているんですが、そこはまた聞きたいと思えます。

7ページです。

工事負担金、当初予算額が3,010万円、これが1,580万6,000円入って来ないんです。当初予算に比べると半額以上が入って来ない。これは結構大きな痛手じゃないかなと私は思うんですけども、これに至った理由というのを詳しく教えてください。当初予算を3,000万円組んでおって半分以上入らないというのは、私はちょっと異常事態じゃないかなと思うんですけど、どうなんでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 藤井課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） ここでの工事負担金の減額でございますけれども、当初予算では下水道工事に伴う布設水道管が支障になるときに補償費として水道のほうで計上をしておりますけれども、今回その下水道のほうの詳細設計におきまして、水道管が支障にならないように担当のほうは経費削減を考えて設計を行っておりますので、その結果として減額になったということでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） よく分かりました。そういうふうに説明をちゃんとしていただければよく分かりますんでね。

最後なんですけれども、国庫補助金716万6,000円が計上されています。これ当初はゼロだったんです。ということは、当初の段階で国庫補助を申請する予定が全くなかったということと理解していいですか。

○議長（古賀ひろ子君） 藤井課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） 今回、国庫補助金で716万6,000円増額補正ということで行っております。これにつきましては、貴船五丁目地区の関連の補助金でございます。これにつきましては、当初は上げていないというのはまだ補助の、何でしょう、申請も県のほうには何もしておりませんし、当課のほうではどのメニューに該当するかということでもまだ検討段階でございましたので、当初予算では計上はしておりませんでした。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 意地悪な言い方をすると、この工事は貴船区の住民の方々に全額負担していただくと思っているから、煩わしい国庫申請なんかしないで全部負担金として負担してもらおうというふうに考えたんじゃないかなんかと思ってしまうんです。これ意地悪な言い方ですよ。多分、そうじゃないと思うんですけれども、やはりこういった負担金が発生する負担を求めるような工事については、その設計段階からきちんと国庫補助が使えるのかどうかということをもっと精査した上で工事に入っていき、あるいは設計に取り組んでいき、そういうふうにするべきじゃないかなんかと思っています。いかがですか、その辺の考え方、どうでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 藤井課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） この貴船五丁目の地区に関しては、今回、結果としては課内のほうで検討しまして国庫補助金を調達したということになるんですけども、決してその住民さんには負担額が少なくなるように当課でも検討して、その結果で補助金がここについたということですので、これについては当課のほうも住民のために寄り添ってやったと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私もこれ国庫補助使えないんですかということを知って、その結果ついたということで非常に喜ばしいことなんです。ただ、今後そういった住民に負担を強いるような、負担金を求めるような工事については、前もってしっかり国庫補助が使えるのかどうかということを確認した上で、交渉に挑むとかそういったことをやってほしいんです。だからそういったことを言いたいんですね。ぜひ、そういうふうにもこれからも努力していただきたいなというふうに思っています。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号 令和2年度宇美町上水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第8. 議案第16号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第8、議案第16号 令和2年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤井上下水道課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） それでは、議案第16号 令和2年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、年度末の決算を見通しての補正をするものでございます。第2条で収益的収支の収入において、既決予定額10億970万7,000円を1,962万1,000円減額補正して、9億9,008万6,000円に。支出で既決予定額8億7,421万8,000円を1,196万1,000円増額補正して、8億8,617万9,000円とするものでございます。

第3条で資本的収支の収入において、既決予定額4億9,349万2,000円を3,645万7,000円減額補正して、4億5,703万5,000円に。支出で既決予定額8億5,933万



8,000円を5,226万4,000円減額補正して、8億707万4,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億5,003万9,000円は、現年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金などにて補填することといたしております。

2ページをお願いいたします。

第4条で、企業債の借入限度額について、公共下水道事業で既決限度額1億8,310万円を4,120万円減額補正して、1億4,190万円に。流域下水道事業で既決限度額3,710万円を1,540万円減額補正して、2,170万円とするものでございます。

また、第5条で職員給与費を変更し、第6条で他会計からの補助金について変更し、第7条で利益剰余金の処分について変更をしております。

予算書6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入において、1款下水道事業収益1項営業収益1目下水道使用料1,100万円の増額は、12月末の下水道使用料調定から年度末を見通して増額補正するものでございます。

3目他会計負担金3,189万円の減額は、算定対象経費の見直しによりまして、一般会計繰入金を減額するものでございます。

5目その他の営業収益1節手数料1万3,000円の減額は、年度末を見通し督促手数料を減額するものでございます。

2項営業外収益4目長期前受金戻入142万5,000円の増額は、減価償却費の確定による増額となっております。

3項特別利益1目特別利益14万3,000円の減額は、地方公営企業法適用前の平成28年3月末までの下水道使用料及び受益者負担金について、12月末の収入実績から年度末を見通して減額補正するものでございます。

予算書8ページ、9ページをお願いいたします。

支出に移りまして、1款下水道事業費用1項営業費用3目総係費1節給料から5節法定福利費の人件費の増額は、課長の人件費を上水道事業会計と案分するもので、30節賞与引当金繰入額12万1,000円の減額及び31節法定福利費引当金繰入額1万9,000円は、不用額を整理するものでございます。

34節補助金40万円の減額は、年度末を見通し私道排水設備設置工事費助成金を減額するものでございます。

4目減価償却費141万4,000円の増額は、有形固定資産減価償却費の確定に伴い増額す

るものでございます。

2項営業外費用1目企業債利息及び企業債取扱諸費67万8,000円の減額は、企業債利息の確定により不用額を整理するものでございます。

2目消費税及び地方消費税678万4,000円の増額は、年度末を見通し増額を行うものでございます。

予算書10ページ、11ページをお願いいたします。

続きまして、資本的収入及び支出の収入におきまして、1款資本的収入1項企業債1目企業債5,660万円の減額は、各事業費の減額に伴い整理を行うものでございます。

4項補助金1,485万円の増額は、社会資本整備総合交付金の確定及び国の補正予算による追加事業が採択されたことにより増額するものでございます。

5項負担金1目都市計画費負担金1節受益者負担金529万3,000円の増額は、年度末を見通し受益者負担金を増額し、また宅地開発に伴う区域外流入等により受益者負担金相当額が納付されたことから増額補正を行うものでございます。

次に、資本的支出に移りますが、資料を添付していますので、昨日配付いたしました別紙で3月議会議案資料綴、特別会計補正予算事業一覧を御参照ください。

それでは支出に移りまして、1款資本的支出1項建設改良費1目下水道事業費15節委託料1,143万4,000円の増額は、各委託料の不用額を減額し、国の補正予算により補助事業として採択された污水管渠点検業務委託料を増額するものでございます。

22節補償費1,580万6,000円の減額及び25節工事請負費3,000万円の減額は、各事業の不用見込額を減額し、国の補正予算により補助事業として採択された原田中央区(3)下水道築造工事に伴う工事費及び補償費を計上するものでございます。

なお、国の補正予算により採択された事業につきましては、翌年度に繰り越して実施するものでございます。

2目流域下水道建設負担金1,790万6,000円の減額は、多々良川流域下水道事業建設負担金の確定により減額補正するものでございます。

2項企業債償還金1目企業債償還金1万4,000円の増額は、償還元金の確定により増額を行うものでございます。

今回の補正予算により、本年度の収支は1億1,107万円余の純利益が見込まれるものでございます。また、本年度末の資金残は2,926万円余となる見込みでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議いただき議決いただきますようお願いいたします。

○議長(古賀ひろ子君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的収入及び支出と資本的収入及び支出を一括審査いた

したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 資料の事業一覧の1ページの一番上、委託料についてお伺いしたいんですけども、宇美町污水管渠の点検業務1,600万円。なぜ、今、組むんですか。もっと早い時期にやって年度内に完成するようなことはなぜできなかったのか。なぜ、今、やるのかというのが知りたいんですが、どうでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 藤井課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） この点検調査でございますけども、これについては先ほど御説明いたしましたように、国の補正予算で繰越事業になります。（発言する者あり）はい。これはもともと3年度に予定するものでございまして、前倒して2年の事業ということでしております。この事業は、以前から毎年実施をしております。平成2年度も国の補助金をもらって污水管渠、またはマンホールの目視点検とか行っておりますので、あくまでも今回補正予算で計上するのは、3年度分の前倒しの分を計上するということです。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号 令和2年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

ただいまから、11時15分まで休憩に入ります。

11時03分休憩

.....  
11時15分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

### 日程第9 議案第17号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第9、議案第17号 令和2年度宇美町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） それでは、議案第17号 令和2年度宇美町一般会計補正予算（第8号）の説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開き願います。

令和2年度宇美町一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出それぞれ3億6,277万3,000円を追加し、予算総額を177億473万2,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により不用となった経費の減額や、令和2年度決算を見通しての各事業費の整理及び小学校施設整備費の増額などを行うもので、第2条で繰越明許費の補正、第3条で地方債の補正を併せて提案するものでございます。

なお、各款にわたる人件費の補正につきましては、説明を割愛させていただきますことを御了承いただきたいと思います。

資料につきましては、3月議会議案資料綴一般会計補正予算（第8号）事業一覧表を御参照ください。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

予算書44ページ、45ページをお願いいたします。

1款議会費1項議会費1目議会費は、人件費の調整を除き決算を見通しての各経費の整理を行うものです。

46、47ページをお願いします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費についても、決算を見通しての各経費の整理となっておりますが、一番下、庁内共通事務関係経費については、次の48、49ページ、右上のコピー機使用料は各課の使用量増により36万9,000円増額をしております。

2目文書広報費、広報広聴事業費は決算を見通しての減額整理。

次の5目財産管理費、設計業務委託料242万円の減額は、庁舎トイレ等改修設計業務委託料で執行残によるものです。そのほか決算を見通しての減額整理となっております。

7目電子計算費も執行残による減額です。

8目自治振興費50、51ページ、9目生涯学習推進費、10目交通安全対策費、11目防犯対策費。

52、53ページをお願いします。

12目土地対策費についても決算を見通しての減額整理となっています。

14目基金費では、基金の利子を整理するほか、本補正予算における歳入超過額について、本補正予算に計上しています町有地売払収入や次年度以降予定されています事業等を見込み、庁舎建設等基金に2億1,070万2,000円を積立て、残りの2億3,521万6,000円を財政調整基金に積立てるものです。森林環境譲与税基金費は、森林環境譲与税を割り当てている事業の執行額確定により22万8,000円積立てるものです。

17目町制施行記念事業費、100周年事業推進事業費は、3月末までの執行見込みから不用額を減額するものです。

54、55ページをお願いします。

中段から新型コロナウイルス感染症に伴う町独自の支援事業や感染防止対策事業について決算を見直し減額するもので、19目緊急経済対策費、飲食店宅配サービス等支援事業費は、宅配サービス等事業費補助金200万円減額。飲食店利用促進事業費補助金150万円減額。

21目施設環境対策費、庁舎内感染防止対策事業費24万1,000円減額。中央公民館・住民福祉センター感染防止対策事業費79万6,000円減額。

22目施設支援対策費、町内福祉施設等応援給付金給付事業費120万9,000円減額しております。

56、57ページをお願いします。

2項徴税费2目賦課徴収費は、執行残及び決算を見通しての減額整理となっています。

58、59ページをお願いします。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、右側中段の戸籍住民基本台帳管理費は、執行残及び決算を見通しての減額整理のほか、個人番号カード関連事務交付金は個人番号カードの交付枚数の増加等に伴い、1,291万3,000円増額しております。なお、この経費は国の100%補助となっております。

60、61ページをお願いいたします。

5項統計調査費1目統計調査総務費100万7,000円の財源更正は、国勢調査に関する県支出金が増額となったものです。

2目指定統計費、国勢調査関係経費、その下、農林業経営体調査関係経費は決算を見通しての減額整理となっております。

62、63ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、中段の民生委員・児童委員支援事業費。その下、社会福祉関係経費も決算を見通しての減額整理となっております。

3目国民健康保険事業費、国民健康保険特別会計繰出金では、額の確定に伴い保険基盤安定分を2,117万6,000円増額。職員給与費等の保険基盤安定以外分を3,013万1,000円増額しています。

4目障害者福祉費、障害児施設給付事業費、障害児施設給付費は、新型コロナウイルスの影響による放課後等デイサービスの利用者数、利用日数の増加等に伴い500万円増額しています。

64、65ページをお願いします。

障害者自立支援給付費は、居宅介護や重度訪問介護、生活介護等の利用者及び利用日数の増加等により、1,399万4,000円増額しています。障害支援区分認定事業費、重度障害者医療支援経費は、決算を見通しての減額整理となっています。

5目高齢者福祉費、高齢者福祉事業費も決算を見通しての減額整理となっています。

6目高齢者福祉施設費、老人福祉センター運営経費、老人福祉センター窓口受付等業務委託料は額の確定により減額。

7目介護保険事業費、介護予防事業費は、66、67ページに続きますが、執行残及び決算を見通しての減額整理となっています。

中段の包括的支援事業費から次の介護保険関係経費、8目後期高齢者医療費までについては、額の確定等により各経費の整理を行っています。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、68、69ページをお願いします。

子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、その下、子育て世帯応援給付金給付事業費については、決算を見通しそれぞれ減額整理をしております。子安のまち出産子育て応援給付金給付事業費、出産子育て応援給付金は、対象者が見込みより少なかったため400万円減額しています。

3目ひとり親家庭等医療費では、前年度県支出金返還金を21万円計上しています。

4目子育て支援事業費、放課後児童健全育成事業費は、前年度国・県支出金返還金を計51万3,000円計上しています。

70、71ページをお願いします。

子育て支援関係経費では託児業務委託料、その下、子育て支援団体補助金は、執行残を見込みそれぞれ減額しています。

5目保育園費、町立保育園運営経費は、額の確定及び決算を見通しての減額整理となっています。

次の特定教育・保育施設運営経費、その下、特定地域型保育事業費は72、73ページと続きますが、給付単価や児童数の最終見込み等により、各民間保育園給付費負担金について整理を行っています。届出保育施設等事業費では、執行見込みにより利用給付費を421万7,000円減額しています。

6目児童福祉施設費、2番目の子育て支援センター運営経費、子育て支援センター運営業務委託料は、契約執行残15万6,000円を減額しています。

74、75ページをお願いします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費の右側中段の母子衛生事業費では、養育医療給付費を148万3,000円増額し、次の保健衛生事業費、76、77ページ、保健衛生関係経費は決算を見通しての減額整理となっております。

3目予防費、予防接種事業費、個別予防接種業務委託料は、決算を見通しての不足分として461万7,000円増額しています。また前年度国庫支出金返還金を7万円計上しています。感染症予防事業費、結核健康診断業務委託料は、決算を見通し19万9,000円減額をしています。

2項清掃費3目塵芥処理費、ごみ処理事業費では、須恵町外二ヶ町清掃施設組合の事業費の決算見込みから、RDF処理業務委託料を1,005万9,000円減額をしております。

78、79ページをお願いいたします。

リサイクルセンター管理費では、宇美志免リサイクルセンター運営費の確定により、宇美町・志免町衛生施設組合負担金を202万9,000円増額しています。

4目し尿処理費、浄化槽費は、設置基数の確定により合併処理浄化槽設置整備事業補助金の補助分を197万7,000円減額。単独分を20万7,000円減額しています。浄化センター管理費は、宇美志免浄化センター運営費の確定により、宇美町・志免町衛生施設組合負担金を412万6,000円減額しています。

80、81ページをお願いします。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費は、決算を見通しての減額整理。

3目農業振興費、町民農園事業費、稲作補償費は第一農園閉園等により7万9,000円減額です。

5目農地費、農業基盤保全事業、ため池ハザードマップ作成業務委託料は、執行見込額により500万円減額。サヤ堰改修事業費負担金は、事業費確定により31万7,000円減額をしています。

82、83ページをお願いします。

2項林業費1目林業総務費、林政事務関係経費は額の確定等による減額整理。

2目林業振興費、森林機能保全事業費、その下、林業振興関係経費は執行額確定等により減額整理をしています。

84、85ページをお願いいたします。

7款商工費1項商工費については、全て執行残等の減額整理です。

86、87ページをお願いします。

8款土木費、中段の2項道路橋りょう費は、執行残見込み等の減額整理のほか、道路りょう梁維持管理費、一番下の土地購入費450万円の減額は、町道炭焼～新田原線狭あい道路整備事業において、本年度中に土地を購入する見込みがなくなったことによるものです。

88、89ページをお願いします。

5項都市計画費1目都市計画総務費、右側中段の都市計画事務関係経費では、執行残による都市計画道路見直し検証業務委託料53万円減額しています。

3目街路事業費、都市計画街路整備事業費では、額の確定により志免宇美線街路事業負担金を1,000万円減額しています。

4目公共下水道費、流域関連公共下水道事業会計繰出金を3,189万円減額しています。

90、91ページをお願いします。

5目公園費、公園管理・整備事業費は、執行残等による減額のほか公園整備工事請負費1,100万円の増額は、国の防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策に伴い、公園施設長寿命化計画に基づき宇美公園ほか、2公園にある施設の更新工事を実施するもので、国の2分の1の補助となっています。

6目緑化推進費、花づくり事業費は、コロナ禍により春季育苗作業を中止したため、花苗等消耗品費57万7,000円減額をしています。

6項住宅費2目住宅建設費、町営住宅建設事業費は、次の92、93ページ。執行残等により、昭和町町営住宅公園実施設計業務委託料11万5,000円減額。昭和町既存町営住宅解体工事及び公園・駐車場整備工事請負費1,432万9,000円減額をしています。

94、95ページをお願いします。

9款消防費1項消防費1目常備消防費では、額の確定により粕屋南部消防組合分担金を995万8,000円減額しています。

2目非常備消防費と4目防災対策費、次の96、97ページまで続きますが、全て減額整理となっています。

98、99ページをお願いいたします。

10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費、教育委員会運営経費は執行見込み額による減額。

2目事務局費、中段の事務局運営経費では、不足が見込まれるコピー機使用料を4万7,000円増額しています。

3目教育支援事業費では、学校教育推進事業費において、新年度からの中学校教科書改訂に伴い、指導主事と適応指導教室指導員用の教科書及び指導書購入費として123万5,000円を



計上していますが、一番下、学校支援事業費から101ページお願いします。中段からの保健・安全対策事業費、就学援助事業費、就学指導事業費、102、103ページ、教育相談事業費、不登校対策事業費まで、年度末を見通しての事務事業費の整理となっております。

2項小学校費1目学校管理費、桜原小学校管理費は学校敷地内の下水道排水管等に汚泥が蓄積しているため、排水管清掃業務委託料30万6,000円増額し、それ以外は年度末を見通しての事務事業費の整理となっております。

2目教育振興費では、104、105ページになりますが、各小学校教育振興費で、新年度に在籍児童が進級した際に不足する特別支援学級用等の教師用の教科書及び指導書等の購入費を計上しており、合計額としては5校で116万8,000円となっております。

4目施設整備費、桜原小学校施設整備費では体育館大規模改修事業に伴い、工事監理業務委託料を338万7,000円、体育施設整備工事請負費を1億3,459万2,000円計上しており、全て次年度に繰り越して実施することとしています。この事業は国の3分の1の補助となっております。

106、107ページをお願いいたします。

3項中学校費1目学校管理費、学校管理関係経費は、年度末を見通しての事務事業費の整理となっております。

2目教育振興費、中学校教育振興費も年度末を見通しての整理。

次の各中学校教育振興費においても、新年度からの中学校教科書改訂に伴い、教師用教科書及び指導書購入費を計上しており、108、109ページ上段までになりますが、合計額としては3校で622万6,000円となっております。

5項幼稚園費1目幼稚園費、施設等利用給付費は、執行見込みから施設等利用給付費を1,847万3,000円減額、補足給付事業費を499万2,000円減額しています。また、前年度国庫支出金返還金を92万5,000円計上しています。

6項社会教育費については、人件費の調整を除き、1目社会教育総務費、次の110、111ページ、2目青少年教育費、112、113ページ、3目人権教育費、4目公民館費、114、115ページ、5目図書館費、6目社会教育施設費、7目芸術文化費まで、それぞれ年度末を見通しての事務事業費の整理となっております。

次の8目文化財保護費、埋蔵文化財調査事業費では、会計年度任用職員報酬から次の116、117ページの中段までは、大字井野字天園地区の埋蔵文化財確認審査申込書の提出があり、試掘調査を実施した結果、本調査の必要がなくなったため、関係経費をそれぞれ減額するものです。

118、119ページをお願いします。

7項保健体育費1目保健体育総務費、体育振興事業費の糟屋郡民体育大会等補助金は、新型コ

コロナウイルスの影響により大会が中止となり254万3,000円減額するものです。

2目体育施設費、財源更正は新型コロナウイルスの影響により施設使用料及び諸収入の減によるものです。

3目学校給食費、学校給食管理費、120、121ページをお願いします。中段までそれぞれ年度末を見通しての減額整理となっています。食育推進事業費は、コロナウイルスの影響で食育講演会など中止したことによる減額です。

122、123ページをお願いします。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費4目農林業施設単独災害復旧費、境界復元業務委託料40万円減額、設計業務委託料60万円減額は不用額の整理です。

124、125ページをお願いいたします。

12款公債費1項公債費1目元金の財源更正は、公営住宅使用料及び督促使用料の減額によるものです。

2目利子の財源更正は、大野城史跡地買上事業に伴う利子確定によるものです。

歳出の説明は、以上となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

16、17ページをお願いいたします。

1款町税は、年度末の調定見込額や見込徴収率等の見直しにより、1項町民税を2,698万2,000円増額。

2項固定資産税を1,911万4,000円増額。

3項軽自動車税を44万3,000円増額。

5項旧法による税を2万5,000円増額しています。

次の、18、19ページ。

2款地方譲与税、6款地方消費税交付金、7款自動車税環境性能割交付金までは、本年度の収入見込みから過不足額を増減額補正しています。

下段の11款分担金及び負担金2項負担金は、20、21ページ、12款使用料及び手数料1項使用料、次の22、23ページ中段の2項手数料までについては、収入済額または今後の収入見込みにより、各予算の増減額補正を行っております。

13款国庫支出金1項国庫負担金、次の24、25ページの中段の2項国庫補助金、これらについては歳出事業費の確定等による補正増減により、そこに充てる国庫支出金を増減額補正するものや、国からの補助金額の確定通知等により整理を行っているものです。ただし、中段の1目土木費国庫補助金、防災・安全社会資本整備交付金、公園施設長寿命化対策支援事業交付金500万円の増額は、歳出の公園整備工事請負費で説明しました国の防災・減災・国土強靱化の

ための5か年加速化対策に伴い、公園施設長寿命化計画に基づき今年度実施するもので、国の2分の1の補助となっております。

2目総務費国庫補助金、26、27ページをお願いします。

一番上の戸籍住民基本台帳費補助金は、個人番号カードの交付枚数の増加に伴い必要経費に対する補助金として個人番号カード関連事務費補助金1,380万4,000円増額しており、国からの10分の10の補助となっております。

3目民生費国庫補助金、児童虐待防止対策支援事業費補助金は、子育て支援関係経費の人件費に対する補助金で、150万9,000円増額しており、国からの2分の1の補助となっております。

9目教育費国庫補助金、教育振興費補助金、学校保健特別対策事業費補助金は、国から追加交付となり500万円増額をしています。その下、学校施設環境改善交付費、防災機能強化事業交付金3,319万8,000円の増額は、桜原小学校体育館大規模改修事業の実施に伴い計上するもので、国から3分の1の補助となっております。

28、29ページをお願いします。

14款県支出金1項県負担金、次の30、31ページの2項県補助金、さらに次の32、33ページの中段、3項委託金までは、国庫支出金と同様に歳出事業費の確定等による補正増減により、それに連動し増減額補正するものがほとんどとなっております。

15款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入は、現在の収入状況から2万7,000円を増額するもの。

2目利子及び配当金は、基金の利子を2つの基金の現在高に合わせ調整するものです。

2項財産売払収入1目不動産売払収入、町有地売払収入は福岡県が施工する志免宇美線街路事業に伴う町有地売払収入及び大字井野字長谷地区町有地の売払収入等により、1億950万8,000円増額をしています。

34、35ページをお願いします。

16款寄附金1項寄附金1目一般寄附金、一般寄附金を15万円、2目指定寄附金、図書館費寄附金を10万円計上しています。

17款繰入金2項基金繰入金6目町制施行100周年記念事業基金繰入金、401万5,000円の減額は基金充当事業費の減によるものです。

19款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1目延滞金では、収入済額から町税延滞金を278万3,000円増額しています。

7項雑入5目過年度収入、医療費支給事業費は障害者医療給付費の支給額の清算により、710万7,000円増額をしています。

36、37ページをお願いします。

8目雑入は、収入額の確定や見込みにより増減額整理をするものですが、中段下、保健衛生雑入では保健事業と介護予防の一体的業務に関する人件費に対する委託金672万6,000円を増額。その下の清掃雑入、不燃残渣処理委託料は378万4,000円の増額は、コロナ禍に伴いごみの処理量が増加したことによるものです。

38、39ページの中段上の文化雑入は、歳出で説明をしました大字井野字天園地区の埋蔵文化財の本調査を実施する必要がなくなったため、発掘調査業務委託金事業主負担分を1,493万3,000円減額しています。

20款町債1項町債は、対象事業費の確定等により減額整理を行っていますが、40、41ページをお願いします。中段の12目減収補填債、1億440万8,000円の増額は、新型コロナウイルスの影響により通常を上回る大幅な減収が生じる税目について、令和2年度限りの措置として地方財政法が改正され、当町においては地方消費税交付金、市町村たばこ税、地方揮発油譲与税が該当し、借入れることとしたものです。

13目補正予算債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、桜原小学校防災機能強化事業は体育館大規模改修事業に伴い6,540万円増額。その下の公園施設長寿命化対策支援事業は宇美公園ほか2公園にある施設の更新工事に伴い500万円増額をしています。

21款法人事業税交付金1項法人事業税交付金1目法人事業税交付金2,470万円の増額は、今年度から県が法人事業税の収入割に対して算定した額を市町村に交付されるものです。

次に、6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正は、3件の追加を提案するもので、1件目が3款民生費2項児童福祉費、事業名が宇美八幡宮保育園整備事業費で、金額を1億5,204万7,000円と定めるもの。2件目が8款土木費5項都市計画費、事業名が公園施設長寿命化対策支援事業で、金額を1,100万円と定めるもの。3件目が10款教育費2項小学校費、事業名が桜原小学校大規模改修体育館事業で、金額を1億3,797万9,000円と定めるものです。

右側7ページをお願いします。

第3表地方債補正は、追加2件、変更5件を提案するもので、1、追加は、1件目が起債の目的が減収補填債で、限度額が1億440万8,000円、2件目が起債の目的が防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債で、限度額が7,040万円で、起債の方法、利率、償還の方法は他の地方債と同じ内容で定めるものです。

2、変更は、いずれも限度額の変更で、公共事業等債9,260万円を7,130万円に、公営住宅建設事業債6,210万円を3,780万円に、公共施設等適正管理推進事業債410万円を190万円に、緊急防災・減災事業債2,260万円を2,090万円に、緊急自然災害防止対策

事業債7,470万円を7,420万円にそれぞれ変更するものです。

最後に、予算書の最後のほうになりますが、126ページ、127ページと、次の128、129ページに今回の補正に係る給与費明細書を掲載しております。御参照ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりました。

ここで、住民課長から発言の申出がっておりますので、これを許します。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 誠に申し訳ございませんが、提出をさせていただいております資料に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

3月議会議案資料綴一般会計補正予算（第8号）の事業一覧表でございます。これの3ページの3番目、3款2項1目の子育て世帯応援給付金の給付事業費の予算額の現計の箇所でございます。今、資料には6,067万3,000円と記載しておりますが、正しくは3,267万3,000円でございます。32673でございます。

誠に申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） ただいまから、13時まで休憩に入ります。

11時49分休憩

.....  
13時00分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入と歳出に区別の上、歳出は適宜こちらのほうで指示いたし、歳入一括、最後に総括質疑という順序で審査を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。

それでは、歳出1款議会費から2款総務費まで、44ページから61ページまで質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。

次に3款民生費から4款衛生費まで、62ページから79ページまで質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。

次に、6款農林水産業費から9款消防費まで、80ページから97ページまで、質疑のある方はどうぞ。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） まず、これ、資料のほうで行きたいと思います。5ページ、道路橋りょう維持管理費についてお伺いします。

黒橋の補修事業、ここで2,380万円減額されています。黒橋については、宇美町の中でも一番と言っていいぐらいかなり古い橋梁でもあり、唯一鉄道をまたぐ跨道橋として設置されているものです。これで、なぜ2,380万円減額で済んだのか、事業費1,220万円で済んだのか、どのような補修工事を行ったのか、そこを説明してください。

○議長（古賀ひろ子君） 安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼いたします。

黒橋につきましては、平成31年度に点検を行いまして、その結果に基づいて、令和2年の1月にJRと協議をしまして現地の調査を行ったという経緯になります。

この黒橋につきましては、JRが点検し工事を行うというところになっていまして、町とJRと協定を結びまして工事をお任せするというところになります。

令和2年の1月に現地調査を行って、令和2年の当初予算には、その設計の正確な金額というのが補正の当初の時点では間に合わなかったという経緯があります。ですから、概算で予算計上しておったというような経緯がございます。実際やってみますと、思ったよりも軽微で済んだというところによって、金額が大幅に減額したというところになります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 今後の宇美町の橋りょう改修事業、先ほど子安新橋ですか、そういったところをきちんと町道認定して補助を頂きながら改修していく、これは分かるんですけど、ほかに宇美町で大規模な補修工事が必要な橋りょう、どことどこが残っているのか、あるいは、それをいつぐらいにやっっていこうと考えているのか、簡単に結構ですから説明をお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 本年度につきましては、黒橋のほかに後川橋、炭焼一区のところになるんですが、それを補修を行っております。来年につきましても3橋、一応予定をしているところがございます。

すいません。来年度は、障子岳橋、それと参宮橋、上戸樋橋、この3橋を予定しているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番(丸山康夫君) 分かりました。

次に行きたいと思えますけれども、その横です、6ページで都市計画街路整備事業、志免宇美線、ここは、今回、管財課、ここが町有地の買収をしてもらったということで報告もされておりましたけれども、この町有地の買収以外に用地の買収が進んでいるのかというのが非常に気になるところです。事業認可の期間内にこの志免宇美線、開通の見込みが果たして立つのかということも非常に気になるので、町有地の買収以外に何件くらい、民間の土地です、ここが用地買収が進んだのか、プラスの何平米用地買収が進んだのか、この辺りを説明してください。

○議長(古賀ひろ子君) 安川課長。

○都市整備課長(安川忠行君) 手元に資料がございませんので、ちょっとお時間を頂きたいと思えます。すいません。

○議長(古賀ひろ子君) 丸山議員。

○1番(丸山康夫君) ぜひお願いしたいと思えますけれども。

では、その下、町営住宅の建設事業費についてお伺いします。

この町営住宅、古い町営住宅、全部撤去してしまったわけなんですけれども、その下に、地面の中にくいが残っていると思っています。そのくいの撤去までできたのか、あるいは、やったほうがよかったのか。どうなんでしょうか、その辺。まだ残っているなら残っているでいいんですけれども、どうでしょう、その辺りを教えてください。

○議長(古賀ひろ子君) 矢野管財課長。

○管財課長(矢野量久君) 失礼いたします。

昭和町町営住宅建替事業に伴いまして、旧昭和町町営住宅におきましては、全ての棟におきまして、基本的にくいがございました。今回、撤去をいたしましたところは2棟、新しく建てました、そこに支障となる範囲のみをくいの撤去を行っています。

したがって、それ以外の住宅の下には、現状としても上屋は解体しております。基礎も解体しています。しかし、くいだけは存置していると状況でございます。

こちらにつきましては、くいが出てきた時点で、まず補助金の対象となるのか否かとか、そういった観点も調べました。その中でいきますと、やはり、交付金の性質上は建替事業です。したがって、新しく住宅を建てて、そこに支障となるところ、そういったところまでが交付金として対象になるということになりますので、今回、いわゆる建設したところ以外の余剰地とか駐車場、そういったところに眠っているくいについて、補助金としては非常に厳しいというようなことがございます。

それと、もう一点が、あそこの地区が地質、地盤が若干不安定な時期がございました、現状はちょっと収まっているんですが。そういう意味で考えますと、くい自体は根元が支持層まで到達

していますので、くいを残したほうが、ある意味抑止ぐい的な観点もございますので、地域的に安全な面があるということも勘案した上で、既存のくいは存置するという状況にしております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 非常に丁寧な説明していただいたんでよく分かったんですけど、この間、私、見て回ったんです、歩いて。しばらくは、撤去した用地に関しては売払いできないということと理解しております。

ただ、売り払うときに、今あるくいがどのような影響を与えるのか。それは、くいがあることによって、売り払う際、大分先と思うんですけど、それがどう影響を与えるのか。地価が下がってしまうのか、逆に、今言ったように安定しているんで、そのまま残したほうが高く売れるのか、その辺りが聞きたかったんで、その辺りも分かりましたら教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 矢野課長。

○管財課長（矢野量久君） 今、余剰地として残っている土地に関しましては、今後その町営住宅として新たな建設をするという予定もございません。名前のとおり余剰地でございます。

しかし、この建替事業、交付金を使って行う事業においては、やはり建て替える上での交付金でございます。余剰地についても解体費を交付金で今回充てておる関係上、当然ながら、土地に関してのすぐ売却とか処分、こういったものは当面の間はできないというふうに考えています。

もしの話ですが、売却するならばどうだろうというところも、当然将来的なこともございますので、今回くいが出たところの全てのくいのポイント、位置、そして深さ、あらかたの深さですね、そういったところを全てデータを取っておりますので、仮に処分する場合においては、その土地に起因する重要説明事項ということで、必ず売主側の説明事項で盛り入れた形で処理すると。

議員おっしゃられますように、確かに地下に若干、プラスになることはないと思いますので、こういうくいがございます。ただし、地下、約1メートル程度以深のところにくいの頭がありますので、通常の住宅等建設する上ではそこまで影響がないのかなというふうに考えているところでは。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。8番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 94、95ページの消防費についてお伺いします。

消防車購入費、これが171万2,000円の減額になってはいますが、これは仕様変更か何かで減額になっているのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木危機管理課長。

○危機管理課長（藤木義和君） お答えをいたします。

こちらの170万円余の減額ですけれども、これ、契約の先による減額でございます。特段仕



様を変えたとか、そういったものはございません。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） それと関連してですけども、消防車の免許の問題なんですが、取得補助制度がありますが、本年度の実績としてはどのくらいあるんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○危機管理課長（藤木義和君） 運転免許証の補助金制度の問題でございまして、本年度においては、残念ながら対象者、応募があった方はいらっしゃいません。

ただ、今、昨年度から消防団の団員向けの講習会を危機管理課のほうが行っておりまして、その中で道路交通法による自動車運転免許証の制度改正、それから宇美町がこういう補助金制度を持っていますという御案内は常々研修会のほうでも案内をしているところでございます。

現在のところ、来年度に数名ほどの応募をしたいというような声は現在上がっているというのを聞いております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。

次に、10款教育費から12款公債費まで、98ページから125ページまで質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。

歳出の質疑を終結します。

次に、歳入一括質疑に入ります。16ページから41ページまで、質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。

歳入の質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。総括質疑を終結します。

ここで、回答保留分を都市整備課に回答させます。安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 時間を取らせて申し訳ございませんでした。

現在、2期工区を工事やっているわけなんですけど、宇美町分が約800メートル、これが平成

29年から令和8年度の10年間というところになります。

事業費ベースでいきますと12.15%というところで、お尋ねの、今年度、町有地のほかに2件、私有地の分が売却されております。そのほか、筆がどれだけかというのは、ちょっと県のほうに問合せしないとちょっと分かりませんので、あとどれだけの所有者、どれだけの筆が残っている、どれだけの平米が残っているというのが、県のほうに問合せしないと分かりませんので、現時点ではちょっとお答えができません。すいません。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） たしか、去年はほとんど用地買収はできてなかったと思います。今年が町有地以外に2件、これ非常に進捗率として不安になるんです。果たして令和8年ですか、ここまでに2工区開通するのかと不安になってまいります。

何でもこういうことを聞くかという、今コロナで、そこにお金たくさんつぎ込んだんで、次に、きちんと都市計画道路、ここにお金がついていくか、多分あまりつかないんじゃないかなと思うんです。当然、交付金事業で県がやってくると宇美町の負担金は6分の1で済む。これが、お金がつかずに県の単独費でやっていくと宇美町はその4分の1を負担しなければならない。だからこそ、こういった、今年辺りきちんと交付金事業で予算化されている中で、買えるところはしっかり予算の範囲内でしっかり買っていき、こういうことが非常に大事になってくる。あとあと、ずっと延びていく中で、お金がもう国からつきませんよとなったときに、県がやってくれるにしろ、さっき言ったように宇美町の負担金がどんどん増えていくんですね。

だからこそ、県としっかり協議を行いながら、買えるところはどんどんやっていく。町としても最大限のアプローチをしていく、手を結びながらですね。非常に大事になってきますけれども、その辺りきちんと認識してあるのか。もっともっと県に対して予算あるじゃないかと、しっかり買っていきましょうよと、そういった協議はなされているのか、いかがですか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 当然、議員言われるように、予算としては道路の交付金自体も年々減っておりますし、厳しいというのは当然理解しておりますし、もう計画年度につきましては、令和8年度というところがありますから、当然、積極的に県のほうにやっていただきたいというところで協議もしておりますし、当然志免との絡みもありますので、先日も志免のほうに出向きまして、一緒に協力体制で進めていこうというような話で、努力はしていくというふうには、当然考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） そこで、今後も志免にお金を回しました、志免を優先させますというの分かるんです。

ただし、先ほども言いましたとおり、後々お金がつかない、国からの交付金がつかないというふうなのが表面化してくると、宇美町の負担というのはどんどん膨れ上がるんですね。4分の1と6分の1ではかなり違うんです。私もそういったことを経験していますので、しっかりその辺やっていただくと同時に、買い上げるために手を挙げていただく、うちの土地を早く買ってくださいよという方々がたくさん出てくると、県のほうもやりやすいんじゃないかなと思いますので、こういったことをしっかり地権者に対して周知しながら、早め早めの土地の買上げ、測量から補償費の算定、かなり時間かかりますんで、行っていただきたいと切に願っております。よろしくお願ひします。

○議長（古賀ひろ子君） 保留分の質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号 令和2年度宇美町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。本日は、これで散会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願ひます。礼。お疲れさまでした。

13時22分散会

---